三木市地域クラブ運営方針

令　和　７　年　３　月

三 木 市 教 育 委 員 会

目　次

１　策定の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　参加者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３　実施主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　指導者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５　生徒の安全確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
６　適切な休養日等の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
７　活動場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
８　大会等の参加　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
９　適切な会費の設定及び保護者等の負担軽減　・・・・・・・・・　５
10　市教委の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
11　活動開始までのスケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・　７
12　運営方針の改定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　　【参考】活動開始までのスケジュール（令和７年度）　・・　８

1　策定の目的

(1)　「三木市地域クラブ運営方針」（以下「運営方針」という。）は、令和６年１１月に策定した「三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、地域クラブの運営上の実務的な手引きとなることを目的として策定するものです。

(2)　運営方針は、その性格上、容易に、かつ、相互にガイドラインと参照できるよう、ガイドラインの各項目の並びで記載しています。

2　参加者

三木市在住の中学生で地域クラブ活動を希望する者を参加対象とし、次に掲げる観点に立ち、子どもたちを育成します。

なお、子どもたちが地域クラブへ参加するかどうかは、本人の自由意思によるものとします。

(1)　人としての豊かな成長

(2)　多様な人々とのつながりの中での成長

(3)　スポーツ・文化芸術活動に対する興味の育成

3　実施主体

別に定める「三木市地域クラブ募集要項」にのっとり、三木市教育委員会（以下「市教委」という。）へ登録シート及び団体規約を提出の上、審査を受け、地域クラブとして認定された団体とします。

なお、実施主体は、地域クラブの運営に当たり、次に掲げる点に留意することとします。

【実施主体による地域クラブの運営上の留意点】

①ガイドライン及び運営方針にのっとり、活動場所等を調整し、年間及び毎月の活動計画を策定し、実施１か月以上前に公表するとともに、参加者や保護者にも周知する。

②急遽やむを得ない場合を除き、活動を登録年度の途中で終了することなく、最低でも当該年度末までは活動する。

③活動年度の終了後は、活動実績や決算の報告を行う。

④個人情報の保護に関する法律を遵守するほか、活動により知り得た情報を漏えいせずに適正に取り扱う。

４　指導者

（1）　参加者の安全面の確保や健康管理などに配慮するため、責任者や運営スタッフなど３名以上を配置し、活動することを基本とします。

　スタッフ１名での活動は、緊急時の対応が十分にできないことから、原則として認めません。

（2）　指導者は、専門的な指導を行う場合には、その資格を有することが望まれます。

（3）　指導者は、市教委が実施する研修等を必ず受講するものとします。

【研修等の内容】

①生徒の発達の個人差や障がいに関する研修

②スポーツ外傷や熱中症の予防、応急処置、AED 等に関する研修

③指導力の向上、スポーツ・医学、ハラスメントに関する研修

④その他、市教委が地域クラブに必要と判断する研修等

（4）　指導者は、参加者とのコミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や障がいの有無、成長期における体と心の状態等を鑑みた上で指導を行うものとします。

５　生徒の安全確保

（1）　熱中症の予防（活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度などの環境条件の把握）

（2）　参加者が体調不調を申し出た場合における速やかな活動中止の処置

（3）　用具の正しい利用及び管理方法についての指導

（4）　活動中に利用できる自動体外式除細動器（AED）の把握

（5）　活動中に事故が発生した場合における対応

・速やかな応急手当などの実施

・保護者への速やかな報告

・事故の状況に応じた救急搬送の要請などの必要な措置

（6）　参加者の安全な移動のための措置

ア　移動時（自転車等）の保険加入

イ　参加者が公共マナーや交通ルールを遵守する安全指導

ウ　参加者が自転車を使用する場合における乗車用ヘルメットの着用指導

エ　参加者が移動中にトラブルに巻き込まれた場合における適切な対応措置及び保護者への速やかな連絡

6　適切な休養日等の設定

(1)　１日の活動時間は、平日にあっては２時間程度、学校の休業日にあっては３時間程度とし、週当たりで最大１１時間程度を目安とします。

(2)　休養日は、平日・休日を区別することなく、週当たり２日以上設けることとします。

7　活動場所

三木市内の学校施設、公共施設及び社会教育施設とします。

ただし、生徒の移動に支障がないと市教委が認める範囲で、三木市内外の活動拠点での活動も可能とします。

なお、文化芸術に関する地域クラブなど、個人所有の場所（例：講師宅）での活動も可能とします。

8　大会等の参加

(1)　地域クラブが、各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判員資格やコーチング資格の保持など、その参加要件を必ず満たすとともに、そのための人員を確保することとします。

(2)　中学校体育連盟主催大会や吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加

ア　中学校体育連盟主催大会への参加を希望する地域クラブは、兵庫県中学校体育連盟事務局に必要な手続を行うこととします。

手続の詳細や各種競技部の細則については、兵庫県中学校体育連盟のホームページを参照することとします。

イ　吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する地域クラブは、兵庫県吹奏楽連盟事務局に必要な手続を行うこととします。

9　適切な会費の設定及び保護者等の負担軽減

(1)　地域クラブは、活動の維持・運営に必要な範囲において、可能な限り、低廉な会費を設定するものとします。

なお、会費の上限は特に定めません。

(2)　地域クラブが、年間活動計画に基づく活動のために、次に掲げる市内施設を使用する場合に限り、施設使用料を１００％減免します。

【地域クラブの施設使用料の減免対象施設】

①小学校、中学校及び特別支援学校

②公民館（三木南交流センターを含む。）

③三木コミュニティスポーツセンター

④教育センター

⑤まなびの郷みずほ

⑥福井コミュニティセンター

10　市教委の役割

(1)　体制整備・運営管理

ア　「三木市地域クラブ活動推進協議会」の設置・運営に係る業務を行い、持続可能な地域クラブとなる体制を整備

イ　市教委に配置する「地域クラブ活動コーディネーター」を介し、地域クラブの立ち上げの支援や運営に必要な指導･助言などを実施

【地域クラブ活動コーディネーターの業務内容】

①地域クラブに関する説明会の開催

②地域クラブの立ち上げの支援

③地域クラブに関する情報発信

④活動場所の調整

⑤指導者の発掘

⑥生徒・保護者からの問合せ対応

⑦指導者研修の企画・調整

⑧三木市地域クラブ活動推進協議会の立ち上げ準備・開催等

(2)　地域クラブの管理及び指導

ア　地域クラブの適正な把握に当たり、必要に応じ、ヒアリングを実施するとともに、運営方針の遵守状況を適宜確認

イ　地域クラブからの運営・活動に関する相談を受け、適宜指導・助言を実施

ウ　活動場所の調整及び活動計画・活動報告等に関する業務の実施

エ　地域クラブ指導者間の連絡・調整（活動場所、スケジュール等）

オ　参加者の興味・関心に応じ、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を参加者へ案内

カ　スポーツ・文化芸術団体や地域関係者等への協力依頼

キ　地域クラブのガバナンス体制の構築に関する指導・助言

(3)　指導者の確保及び資質向上

ア　指導者の人材バンクの設置

イ　指導者向け研修の企画・実施（４ページの４(3)を参照）

ウ　指導希望者との面接の実施

エ　指導と称した暴力や暴言、ハラスメント、指導上の差別などの根絶を図るための研修の実施

(4)　国・県との連携及び情報管理

ア　国や県が発出する情報や調査に関する業務の実施

イ　県の連絡協議会等への出席及び情報提供の実施

ウ　国や県の委託事業、補助事業等への申請・報告に係る業務の実施

(5)　地域ネットワークの構築

ア　地域のスポーツ・文化芸術団体等の情報収集

イ　地元企業等と連携した地域クラブ活動の推進

11　活動開始までのスケジュール

令和７年度のスケジュールを８ページに示します。

なお、令和７年度の募集期間の終了後においても、地域クラブの募集・認定は随時行います。

12　運営方針の改定

次に掲げる場合などは、必要に応じ、運営方針を改定します。

(1)　国や県から、地域クラブに関するガイドライン等が新たに示された場合

(2)　部活動の地域クラブ展開に関する状況が変化した場合等

【参考】活動開始までのスケジュール(令和7年度)

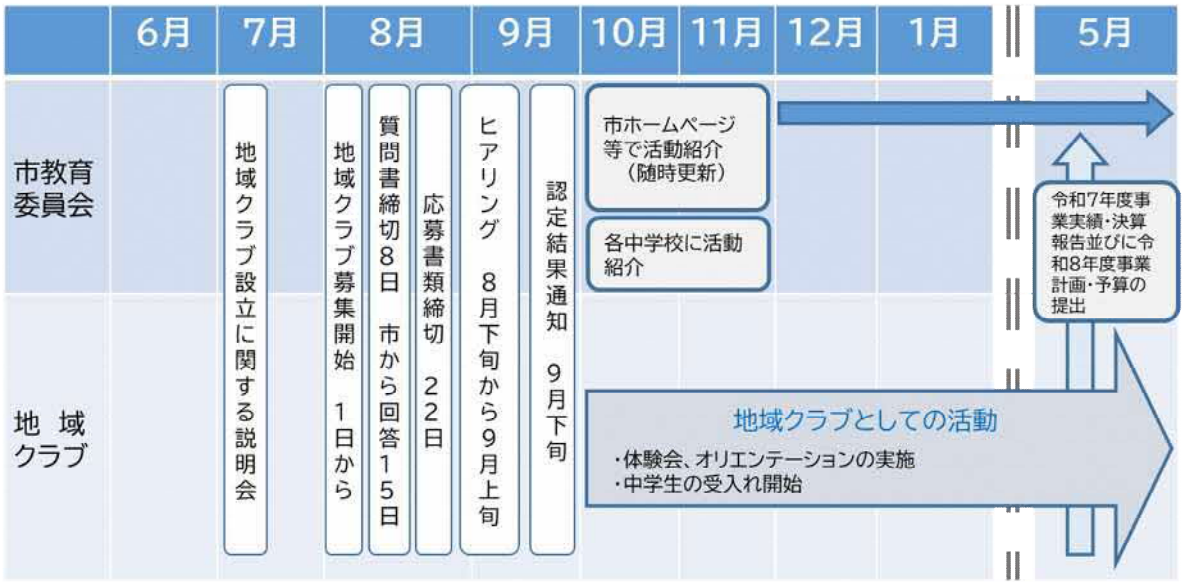

【第1次募集】※必要に応じ、第2次、第3次募集を行います。